

## 文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約（仮訳）

国際連合教育科学文化機関（以下「ユネスコ」）と、パリにおいて、人類の共有の文化遺産及び表現の多様性の保護及び促進に関する条約（以下「ユネスコ条約」）を締結し、この条約の目的は、人類の共有の文化遺産及び表現の多様性を保護し、促進し、ならびにこれらに対する脅威を軽減し、ならびにこれらに対する理解を促進し、ならびにこれらに対する尊重を促進することにある。この条約の目的は、人類の共有の文化遺産及び表現の多様性を保護し、促進し、ならびにこれらに対する脅威を軽減し、ならびにこれらに対する理解を促進し、ならびにこれらに対する尊重を促進することにある。この条約の目的は、人類の共有の文化遺産及び表現の多様性を保護し、促進し、ならびにこれらに対する脅威を軽減し、ならびにこれらに対する理解を促進し、ならびにこれらに対する尊重を促進することにある。

者との間で共有させ、重要な要素であることとを認め、言語間の多様性を保護し、及び促進すること、及び教育が果す、上起す者の普及すよう現が相互性を認識し、観及性的すび規模い衡い並びに務ユネコ千一十年の条約を二千五年十月二十日に採択する。

この条約の目的は、次のとおりとする。

(a) 文化的表現の多様性を保護し、及び促進すること。

(b) 相互に有益な方法により、文化を繁栄させ、及び自由に相互に作用させるための条件を創出すること。

(c) 異文化間の尊重及び平和の文化のために世界における一層広範な及び均衡のとれた文化交流を確保するため文化間の対話を奨励すること。

(d) 人民の間に橋を架ける精神に従って文化的な相互作用を発展させるために文化相互性を育成すること。

## I 目的及び基本原則

### 第一条 目的

この条約の目的は、次のとおりとする。

- (a) 文化的表現の多様性を保護し、及び促進すること。
- (b) 相互に有益な方法により、文化を繁栄させ、及び自由に相互に作用させるための条件を創出すること。
- (c) 異文化間の尊重及び平和の文化のために世界における一層広範な及び均衡のとれた文化交流を確保するため文化間の対話を奨励すること。
- (d) 人民の間に橋を架ける精神に従って文化的な相互作用を発展させるために文化相互性を育成すること。

- (e) 文化的表現の多様性を尊重することを促進し、及びその価値に関する意識を地域的、国内的及び国際的に高めること。
- (f) すべての国、特に開発途上国のため文化と開発との関係が重要であることを再確認すること並びにその関係の真価を認識することを確保するため国内で及び国際的にとられた行動を支援すること。
- (g) 個性、価値観及び意義の伝達手段としての文化的な活動、物品及びサービスの特有の性質を認識すること。
- (h) 自国の領域内で文化的表現の多様性を保護し、及び促進するために国が適当と認める政策及び措置を維持し、採用し、及び実施するための国の主権的権利を再確認すること。
- (i) 文化的表現の多様性を保護し、及び促進するため、特に開発途上国の能力を向上させるために連携の精神をもって、国際協力及び連帯を強化すること。

## 第二条 基本原則

- 1 人権及び基本的自由の尊重の原則  
文化の多様性は、表現、情報及び伝達の自由のような人権及び基本的自由並びに文化的表現を選択する個人の能力が保障される場合にのみ、保護され、及び促進される。いかなる者も、世界人権宣言にうたわれ若しくは国際法によって保障される人権及び基本的自由を侵害するため、又は当該人権及び基本的自由の範囲を限定するため、この条約の規定を援用することはできない。
- 2 主権の原則  
国家は、国際連合憲章及び国際法の原則に従い、自国の領域内で文化的表現の多様性を保護し、及び促進するための措置及び政策を採用する主権的権利を有する。
- 3 すべての文化の平等な尊厳及び尊重の原則  
文化的表現の多様性を保護し、及び促進することは、すべての文化（少数民族及び原住民に属する者のための文化を含む。）の平等な尊厳及び尊重の認識を前提とする。
- 4 国際的な連帯及び協力の原則  
国際協力及び連帯は、国特に開発途上国が文化的表現（当該国の文化的な産業が初期段階のものであるか又は確立されたものであるかを問わず、当該産業を含む。）

- の方法を地域的、国内的及び国際的に創出し、及び強化  
することを目的とすべきである。
- 5 開発の経済的及び文化的側面の補完性の原則  
文化が開発の推進力の一であることから、開発の文化  
的側面は、その開発の経済的側面であって、個人及び人  
民が参加し、及び享有するための基本的権利を有するも  
のと同様に重要である。
- 6 持続可能な開発の原則  
文化の多様性は、個人及び社会にとって豊かな資産で  
ある。文化の多様性の保護、促進及び維持は、現在及び  
将来の世代のための持続可能な開発にとって基本的要件  
である。
- 7 公平なアクセスの原則  
文化的表現の豊かで多様な範囲への世界中からの公平  
なアクセス並びに表現及び普及の方法への文化のアクセ  
スは、文化の多様性を促進し、及び相互の理解を奨励す  
るための重要な要素を構成する。
- 8 開放及び均衡の原則  
国は、自国が文化的表現の多様性を支援する措置をと  
る場合には、世界の他の文化への開放を妥当な方法で促  
進し、及びそのような措置がこの条約の下で達成される  
目的に適合していることを確保するよう努めるべきであ  
る。

## II 適用範囲

### 第三条 適用範囲

この条約は、文化的表現の多様性の保護及び促進に関し  
て締約国が採用する政策及び措置について適用する。

## III 定義

### 第四条 定義

この条約の適用上、次のことが了解される。

#### 1 文化の多様性

「文化の多様性」とは、集団及び社会の文化が表現を  
見い出す多様な方法をいう。これらの表現は、集団及び  
社会の中で並びにこれらの中で受け渡される。

文化の多様性は、人類の文化遺産が種々の文化的表現  
により表現され、増加され、及び伝達される多様な方法

によることのみでなく、芸術的な創造、生産、普及、配布及び享受の多様な様式（用いられる方法及び科学技術を問わない。）によっても表明される。

2 文化的コンテンツ

「文化的コンテンツ」とは、象徴的な意図、芸術的な意義及び文化的価値であって、文化的同一性から発生し、又はそれを表現するものをいう。

3 文化的表現

「文化的表現」とは、個人、集団及び社会の創造性から生じ、かつ、文化的コンテンツを有する表現をいう。

4 文化的な活動、物品及びサービス

「文化的な活動、物品及びサービス」とは、文化的表現が有する商業的価値のいかんを問わず、特定の性質、使用又は目的として認められるときに、文化的表現を具体化し、又は伝達する活動、物品及びサービスをいう。文化的な活動は、活動そのものが目的であり、又は文化的な物品及びサービスの生産に貢献することができる。

5 文化的な産業

「文化的な産業」とは、4に規定する文化的な物品又はサービスを生産し、及び配布する産業をいう。

6 文化に関する政策及び措置

「文化に関する政策及び措置」とは、地方、国内若しくは地域のレベルで又は国際的なレベルで文化に焦点を合わせるか、個人、集団又は社会の文化的表現（文化的な活動、物品及びサービスの創造、生産、普及及び配布並びにこれらへのアクセスを含む。）に直接的な影響を与えらるかを問わず、文化に関する政策及び措置をいう。

7 保護

「保護」とは、文化的表現の多様性の保全、保護及び強化を目的とする措置をとることをいう。

「保護する」とは、そのような措置をとることをいう。

8 文化相互性

「文化相互性」とは、多様な文化の存在及び衡平な相互作用並びに共有の文化的表現が対話及び相互の尊重により生ずる可能性をいう。

#### IV 締約国の権利及び義務

##### 第五条 権利及び義務に関する一般規則

1 締約国は、国際連合憲章、国際法の原則及び世界的に

認められた人権に関する文書に従い、文化に関する政策を策定し、及び実施し、文化的表現の多様性を保護し、及び促進するための措置をとり、並びにこの条約の目的を達成するための国際協力を強化する主権的権利を再確認する。

- 2 自国の領域内で文化的表現の多様性を保護し、及び促進するための政策を実施し、及び措置をとる場合には、そのような政策及び措置は、この条約の規定に適合しなければならない。

## 第六条 締約国の国内的権利

- 1 締約国は、第四条6に規定する文化に関する政策及び措置の枠組みの中で、並びに独自の状況及び必要を考慮しつつ、自国の領域内で、文化的表現の多様性を保護し、及び促進することを目的とする措置をとることができる。
- 2 1に規定する措置には、次のものを含むことができる。
  - (a) 文化的表現の多様性の保護及び促進を目的とする規制措置
  - (b) 国内の文化的な活動、物品及びサービス（当該活動、物品及びサービスに使用する言語に関する規定を含む。）の創造、生産、普及、配布及び享受のため、領域内で利用可能なすべての文化的な活動、物品及びサービスの間で国内の文化的な活動、物品及びサービスについて、妥当な方法で機会を与える措置
  - (c) 非公式部門における国内の独立した文化的な産業及び活動に、文化的な活動、物品及びサービスの生産、普及及び配布の手段への効果的なアクセスを提供することを目的とする措置
  - (d) 公的な資金援助を提供することを目的とする措置
  - (e) 非営利団体、公私の機関及び芸術家その他の文化の専門家が、思想、文化的表現並びに文化的な活動、物品及びサービスの自由な交流及び流通を発展させ、及び促進し、並びにこれらの活動における創造的な及び起業家の精神の双方に刺激を与えることを奨励することを目的とする措置
  - (f) 適当な場合には、公共の団体を設立し、及び支援することを目的とする措置
  - (g) 芸術家及び文化的表現の創造に関与する他の者を育成し、及び支援することを目的とする措置
  - (h) 媒体（公共放送サービスを通ずるものを含む。）

## の多様性を強化することを目的とする措置

### 第七条 文化的表現を促進するための措置

- 1 締約国は、個人及び社会集団に対して次のことを奨励する環境を自国の領域内で創出するよう努める。
  - (a) 女性及び種々の社会集団（少数民族及び原住民に属する者を含む。）の特別な状況及び必要に注意を払い、独自の文化的表現を創造し、生産し、普及させ、及び配布すること並びに当該文化的表現にアクセスすること。
  - (b) 自国の領域内及び世界の他の国からの多様な文化的表現にアクセスすること。
- 2 締約国は、また、芸術家、創造的な過程に関与する他の者、文化的な社会及びこれらの仕事を支援する組織の重要な貢献並びに文化的表現の多様性を育成するに当たってこれらが果たす中心的役割を認識するよう努める。

### 第八条 文化的表現を保護するための措置

- 1 締約国は、第五条及び第六条の規定の適用を妨げることなく、自国の領域内の文化的表現が、消滅の危険にさらされている場合、重大なる脅威の下にある場合又は当該文化的表現を緊急に保護する必要がある場合には、これらの特別な事情の存在を決定することができる。
- 2 締約国は、この条約の規定に合致する方法で、1に規定する事情の下にある文化的表現を保護し、及び保全するすべての適当な措置をとることができる。
- 3 締約国は、事態の緊急性に合致するためにとられたすべての措置について第二十三条に規定する政府間委員会に報告し、及び同委員会は、適当な勧告を行うことができる。

### 第九条 情報の共有及び透明性

締約国は、次のことを行う。

- (a) 自国の領域内及び国際的に文化的表現の多様性を保護し、及び促進するためにとられた措置に関する四年ごとのユネスコに対する報告書において、適当な情報を提供すること。
- (b) この条約に関連する情報の共有について責任を有する連絡部局を指定すること。

- (c) 文化的表現の多様性の保護及び促進に関連する情報を共有し、及び交換すること。

#### 第十条 教育及び啓発

締約国は、次のことを行う。

- (a) 特に、教育及び一層の啓発の計画により、文化的表現の多様性の保護及び促進の重要性についての理解を奨励し、及び促進すること。
- (b) この条の目的を達成するために他の締約国並びに国際機関及び地域機関と協力すること。
- (c) 文化的な産業の分野において教育、訓練及び交流に関する計画を作成することにより、創造性を促進し、及び生産能力を強化するよう努めること。このような措置は、伝統的な生産の形態に悪影響を与えない方法で実施されるべきである。

#### 第十一条 市民社会の参加

締約国は、文化的表現の多様性を保護し、及び促進するに当たり、市民社会の基本的な役割を確認するものとし、この条約の目的を達成するための努力において市民社会の積極的な参加を促進する。

#### 第十二条 国際協力の促進

締約国は、第八条及び第十七条に規定する事態を特に考慮しつつ、文化的表現の多様性の促進に資する条件を創出するための二国間の、地域的及び国際的な協力を強化するよう、次のことのために努める。

- (a) 文化に関する政策について締約国間の対話を促進すること。
- (b) 専門的及び国際的な文化交流並びに最良の実例の共有により、文化的な公的部門の機関における公的部門の戦略及び管理能力を強化すること。
- (c) 文化的表現の多様性を育成し、及び促進するに当たり、市民社会、非政府機関及び民間部門と共に並びにこれらの間で協力関係を強化すること。
- (d) 新たな技術の使用を促進し、情報の共有及び文化的な理解を促進するための協力関係を奨励し、並びに文化的表現の多様性を育成すること。
- (e) 共同制作及び共同配布の協定の締結を奨励すること。



### 第十三条 持続可能な開発における文化の統合

締約国は、持続可能な開発に資する条件を創出するためにすべての段階における開発政策において文化を統合し、並びにこの枠組みの範囲内で文化的表現の多様性の保護及び促進に関連する側面を助長するよう努める。

### 第十四条 開発のための協力

締約国は、活発な文化部門が生まれることを助長するため、特に開発途上国の具体的な必要に関連する持続可能な開発及び貧困の削減のための協力を特に次に掲げる方法によって支援するよう努める。

- (a) 次のことにより、開発途上国において文化的な産業を強化する。
  - (i) 開発途上国における文化的な生産及び配布能力を創出し、及び強化すること。
  - (ii) 文化的な活動、物品及びサービスのため、世界市場及び国際的な配布網へのより広範囲なアクセスを促進すること。
  - (iii) 存続可能な現地及び地域の市場を発生させること。
  - (iv) 開発途上国の文化的な活動、物品及びサービスについて先進国の領域内へのアクセスを促進するため、先進国においてできる限り適当な措置をとること。
  - (v) 開発途上の世界の出身である芸術家の創造的な仕事に対して支援を行い、及びそのような芸術家の移動を可能な範囲内で促進すること。
  - (vi) 特に音楽及び映画の分野において、先進国と開発途上国との間の適当な協力を奨励すること。
- (b) 特に、戦略及び管理能力、政策の策定及び実施、文化的表現の促進及び配布、中小企業及び零細企業の開発、技術の使用並びに技術の開発及び移転に関連する公私の部門において、情報、経験及び専門知識の交換並びに開発途上国の人的資源の訓練により、能力を形成する。
- (c) 特に文化的な産業及び企業の分野において、技術及びノウハウの移転のための適当な奨励措置の導入によって技術を移転する。
- (d) 次のことにより、資金上の支援を行う。

- (i) 第十八条に規定する文化の多様性のための国際基金を設立すること。
- (ii) 適当な場合には、創造性を刺激し、及び支援するため、公的な開発援助（技術援助を含む。）を供与すること。
- (iii) 低い利子による貸付け、贈与及び他の資金調達のための制度のような他の形態の資金上の援助を行うこと。

#### 第十五条 協力の取極

締約国は、文化的表現の多様性の保護及び促進における開発途上国の能力の強化において、当該開発途上国と協力するため、公私の部門及び非営利団体との間で並びにこれらの機関の間における協力関係の発展を奨励する。これらの革新的な協力関係は、開発途上国の実際的な必要に従い、基盤、人的資源及び政策の一層の発展並びに文化的な活動、物品及びサービスの交流に重点を置く。

#### 第十六条 開発途上国のための優先的待遇

先進国は、適当な制度上の及び法的な枠組みを通じて、優先的待遇を芸術家その他の文化の専門家及び文化を実践する者並びに開発途上国からの文化的な物品及びサービスに与えることにより、開発途上国との文化交流を促進する。

#### 第十七条 文化的表現に対する重大な脅威がある事態における国際協力

締約国は、第八条に規定する事情において、相互に及び特に開発途上国に対し、援助の供与について協力する。

#### 第十八条 文化の多様性のための国際基金

1 この条約により、文化の多様性のための国際基金（以下「基金」という。）を設立する。

2 基金は、ユネスコの財政規則に従って設立される信託基金とする。

3 基金の資金は、次のものから成る。

(a) 締約国の任意拠出金

(b) ユネスコの総会がこの目的のために充当する資金

(c) 他の国、国際連合の機関及び計画、他の地域的又は国際的機関並びに公私の機関又は個人による拠出金、贈与又は遺贈

- (d) 基金の資金から生ずる利子
- (e) 募金によって調達された資金及び基金のために企画された行事による収入
- (f) 基金の規則によって認められるその他のあらゆる資金

- 4 政府間委員会は、その資金の用途を第二十二条に規定する締約国会議が定める指針に基づいて決定する。
- 5 政府間委員会は、特定の事業に関連する一般的及び特別な目的のための拠出金及びその他の形態による援助を受けられることができる。ただし、当該事業が政府間委員会により承認されている場合に限る。
- 6 基金に対する拠出に対し、この条約の目的と両立しないいかなる政治的又は経済的条件その他の条件も付することができない。
- 7 締約国は、この条約の実施に向けて定期的に任意拠出金を供与するよう努める。

#### 第十九条 情報の交換、分析及び普及

- 1 文化的表現の多様性並びにその保護及び促進のため最良の実例についての資料の収集及び統計に関する情報を交換し、及び専門知識を共有することに合意する。
- 2 ユネスコは、事務局内の既存の仕組みを利用して、すべての関連する情報、統計及び最良の実例の収集、分析及び普及を促進する。
- 3 ユネスコは、また、文化的表現の分野に関与する異なる部門並びに政府、民間及び非営利の機関に関するデータベースを設置し、及び更新する。
- 4 データの収集を促進するため、ユネスコは、援助の要請を提出する締約国のため能力形成及び専門知識の強化に特別の注意を払う。
- 5 この条に規定する情報の収集は、第九条の規定によって収集された情報を補完する。

### V 他の文書との関係

#### 第二十条 他の条約との関係（相互の支援、補完及び非従属）

- 1 締約国は、この条約に基づく義務及び自国が締約国である他のすべての条約に基づく義務を誠実に履行することを確認する。したがって、締約国は、この条約を他の

いかなる条約にも従属させることなく、次のことを行う。

(a) この条約と自国が締約国である他の条約との間の相互の支援を育成する。

(b) 自国が締約国である他の条約を解釈し、及び適用するとき又は他に国際的義務を負うときは、締約国は、この条約の関連規定を考慮に入れる。

2 この条約のいかなる規定も、自国が締約国である他のいかなる条約に基づく締約国の権利及び義務を変更するものと解してはならない。

## 第二十一条 国際的な協議及び協調

締約国は、他の国際的な場において、この条約の目的及び原則を促進することを約束する。このため、締約国は、適当な場合には、これらの目的及び原則に留意して、相互に協議する。

## VI 条約の機関

### 第二十二条 締約国会議

1 この条約により、締約国会議を設置する。締約国会議は、この条約の全権を有するものであり、かつ、最高機関である。

2 締約国会議は、可能な限りユネスコの総会と併せて通常会期として二年ごとに会合する。締約国会議は、自ら決定するとき又は政府間委員会が締約国の少なくとも三分の一の要請を受領するときに、臨時会期として会合することができる。

3 締約国会議は、その手続規則を採択する。

4 締約国会議は、特に、次の任務を行う。

(a) 政府間委員会の構成国を選出すること。

(b) 政府間委員会が送付するこの条約の締約国の報告書を受領し、及び検討すること。

(c) 政府間委員会の要請に応じ作成した運営指針を承認すること。

(d) この条約の目的を達成するために必要と認める他の措置をとること。

### 第二十三条 政府間委員会

1 この条約により、ユネスコに文化的表現の多様性の保護及び促進のための政府間委員会（以下「政府間委員

会」という。)を設置する。政府間委員会は、第二十九条の規定に基づきこの条約が効力を生じた後は、締約国会議により四年の任期で選出される十八の締約国の代表者によって構成される。

2 政府間委員会は、毎年一回会合する。

3 政府間委員会は、締約国会議の管理及び指導の下に活動し、並びに締約国会議に対して責任を負う。

4 政府間委員会の構成国は、この条約の締約国の数が五十に達した後は、二十四に増加する。

5 政府間委員会の構成国の選出は、衡平な地理的代表的及び輪番の原則に基づく。

6 政府間委員会は、次の任務を行う。ただし、この条約によって規定される他の責任に影響を及ぼすものではない。

(a) 条約の目的を促進し、並びにその実施を奨励し、及び監視すること。

(b) 締約国会議の要請により、この条約の実施及び適用のための運営指針を作成し、及びその承認を得るため締約国会議に提出すること。

(c) 自己の見解及びその内容の概要を付して、この条約の締約国からの報告を締約国会議に提出すること。

(d) 条約の関連規定、特に第八条の規定に従い、この条約の締約国が注意を喚起する事態について適当な勧告を行うこと。

(e) 他の国際的な場においてこの条約の目的及び原則を促進することを目的とする協議のための手続及び他の仕組みを確立すること。

(f) 締約国会議が要請する他の任務を遂行すること。

7 政府間委員会は、その手続規則に従い、特定の問題について協議するため、公私の機関又は個人に対し、政府間委員会の会合に参加するよういつでも招請することができる。

8 政府間委員会は、その手続規則を作成し、承認を得るため締約国会議に提出する。

## 第二十四条 ユネスコ事務局

1 この条約の機関は、ユネスコ事務局の補佐を受ける。

2 事務局は、締約国会議及び政府間委員会の文書並びにそれらの会合の議事日程を作成し、並びに会合の決定の実施を支援し、及び報告する。

## Ⅶ 最終規定

### 第二十五条 紛争の解決

- 1 この条約の解釈又は適用に関してこの条約の締約国間で紛争が生じた場合には、紛争当事国は、交渉により紛争の解決に努める。
- 2 紛争当事国は、交渉により合意に達することができなかつた場合には、第三者によるあっせん又は仲介を共同して求めることができる。
- 3 締約国は、あっせん若しくは仲介が行われられない場合又は交渉、あっせん若しくは仲介によって解決されない場合は、この条約の附属書に定める手続に従って調停を利用することができる。締約国は、紛争の解決のために調停委員会が行う提案を誠実に検討する。
- 4 締約国は、批准、受諾、承認又は加入の際に、3に規定する調停の手続を認めない旨を宣言することができる。宣言を行った締約国は、ユネスコ事務局長に対する通告により、いつでもその宣言を撤回することができる。

### 第二十六条 加盟国による批准、受諾、承認又は加入

- 1 ユネスコの加盟国は、それぞれ自国の憲法上の手続に従ってこの条約を批准し、受諾し、若しくは承認しなければならず、又はこれに加入する。
- 2 批准書、受諾書、承認書又は加入書は、ユネスコ事務局長に寄託する。

### 第二十七条 加入

- 1 この条約は、ユネスコの加盟国でない国であつて国際連合又はその専門機関の加盟国であり、ユネスコの総会が招請するすべての国による加入のために開放しておく。
- 2 この条約は、国際連合により完全な内政上の自治権を有していると認められているが、国際連合総会決議第千五百十四号（第十五回会期）に基づく完全な独立を達成していない地域であつて、この条約により規律される事項に関する権限（これらの事項に関して条約を締結する権限を含む。）を有するものによる加入のために開放しておく。
- 3 次の規定は、地域的な経済統合のための機関について適用する。

- (a) この条約は、また、地域的な経済統合のための機関による加入のために開放しておく。当該機関は、(b)から(e)までの規定を除くほか、他の締約国と同様にこの条約の規定に完全に拘束される。
- (b) 地域的な経済統合のための機関の一又は二以上の構成国がこの条約の締約国である場合には、当該機関及びその構成国は、この条約に基づく義務の履行につきそれぞれの責任を決定する。そのような責任の配分は、(c)に規定する通報のための手続の完了後に効力を生ずる。当該機関及びその構成国は、この条約に基づく権利を同時に行使することはできない。さらに、当該機関は、その権限の範囲内の事項について、この条約の締約国であるその構成国の数と同数の票を投ずる権利を行使する。当該機関は、その構成国が自国の投票権を行使する場合には、投票権を行使してはならない。その逆の場合も、同様とする。
- (c) (b)に規定する責任の配分に合意した地域的な経済統合のための機関及びその構成国は、締約国に対し、その責任の配分案を次の方法で通報する。
- (i) 加入書において、当該機関は、この条約の規律する事項に関する責任の配分を特定して宣言する。
- (ii) 後にそれぞれの責任を変更する場合には、当該機関は、そのような変更案を寄託者に通報するものとし、寄託者は、これを締約国に通報する。
- (d) この条約の締約国となる地域的な経済統合のための機関の構成国は、すべての事項であって、自国が当該機関への権限の委譲についての寄託者に対する宣言又は通報を明示的に行っていないものについて権限を維持すると推定される。
- (e) 「地域的な経済統合のための機関」とは、主権国家、国際連合又はその専門機関の加盟国によって構成される機関であって、この条約が規律する事項に関しその加盟国から権限の委譲を受け、かつ、その内部手続に従ってこの条約の締約国となることの正当な委任を受けたものをいう。
- 4 加入書は、ユネスコ事務局長に寄託する。

#### 第二十八条 連絡部局

この条約の締約国となる際に、締約国は、第九条に規定する連絡部局を指定する。

## 第二十九条 効力発生

- 1 この条約は、三十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後三箇月で、その寄託の日以前に批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した国又は地域的な経済統合のための機関についてのみ効力を生ずる。この条約は、その他の国については、その批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後三箇月で効力を生ずる。
- 2 地域的な経済統合のための機関によって寄託される文書は、この条の規定の適用上、当該機関の構成国によって寄託されたものに追加して数えてはならない。

## 第三十条 憲法上の連邦制又は非単一制

国際協定が、締約国の憲法上の制度のいかんを問わず締約国に対し、ひとしく拘束することを認識して、次の規定は、憲法上の連邦制又は非単一制を有する締約国について適用する。

- (a) この条約の規定であって連邦又は中央の立法機関の立法権の下で実施されるものについては、連邦又は中央の政府の義務は、連邦制をとっていない締約国の義務と同一とする。
- (b) この条約の規定であって邦、州又は県のような構成単位の権限の下で実施されるものであり、かつ、連邦の憲法制度によって邦、州又は県のような構成単位が立法措置をとることを義務付けられていないものについては、連邦の政府は、必要な場合には、これらの邦、州又は県の権限のある機関に対し、採択についての勧告を付してその規定を通報する。

## 第三十一条 廃棄

- 1 いずれの締約国も、この条約を廃棄することができる。
- 2 廃棄は、ユネスコ事務局長に寄託する文書により通告する。
- 3 廃棄は、廃棄書の受理の後十二箇月で効力を生ずる。廃棄は、脱退が効力を生ずる日までは、この条約の廃棄を行う締約国の財政上の義務に何ら影響を及ぼすものではない。

## 第三十二条 寄託



ユネスコ事務局長は、この条約の寄託者として、ユネスコ加盟国及び地域的な経済統合のための機関並びに前条に規定する廃棄を通報する。

### 第三十三条 改正

1 締約国は、ユネスコ事務局長にあることが出来る。同事務局長は、当該通報を送付の日から六箇月以内締約国には、審議及び採択のため、次の締約国会議の会期にこの提案を提出する。

2 改正案は、出席し、かつ、投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択する。

3 この条約の改正は、採択された後は、締約国に対し、批准、受諾、承認又は加入のために送付する。

4 この条約の改正は、批准し、受諾し、承認し、又は加入した締約国に対して、締約国の三分の二が3に定める文書を寄託した日の後三箇月で効力を生ずる。この条約の改正は、その後批准し、受諾し、承認し、又は加入する各締約国については、当該締約国がその批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した日の後三箇月で当該締約国に対して効力を生ずる。

5 3及び4に定める手続は、政府間委員会の構成国の数に関する第二十三条の改正については、適用しない。これらの改正は、採択された際に効力を生ずる。

6 4の規定により改正が効力を生じた後にこの条約の締約国となる国又は第二十七条に規定する地域的な経済統合のための機関は、別段の意思を表明しない限り、次のようにみなされる。

(a) 改正された条約の締約国

(b) 改正によって拘束されない締約国との関係においては、改正されていない条約の締約国

### 第三十四条 正文

この条約は、ひとしく正文であるアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により作成す

る。

### 第三十五条 登録

この条約は、ユネスコ事務局長の要請により、国際連合憲章第百二条の規定に従って、国際連合事務局に登録する。

## 附属書 調停手続

### 第一条 調停委員会

いずれかの紛争当事国の要請があつたときは、調停委員  
会が設置される。同委員会は、紛争当事国が別段の合意を  
しない限り、五人の委員で構成する。各紛争当事国は、そ  
れぞれ二人の委員を任命し、これらの委員は、共同で委員  
長を選任する。

### 第二条 調停委員会の委員

二を超える紛争当事国間の紛争については、同一の利害関係  
を有する紛争当事国が合意により共同で調停委員会の委員  
を任命する。二以上の紛争当事国が別個の利害関係を有し、  
又は同一の利害関係を有するか否かについて意見の相違が  
ある場合には、これらの紛争当事国は、別個に委員を任命  
する。

### 第三条 任命

調停委員会の設置の要請が行われた日の後二箇月以内に  
紛争当事国によつて、当該要請を行つた紛争当事国の求めがあるときは、  
ユネスコ事務局長は、引き続き二箇月の期間内に当該任命  
を行う。

### 第四条 委員会の委員長

調停委員会の最後の委員が任命された後二箇月以内に同  
委員会の委員長が選任されない場合において、いずれかの  
紛争当事国の求めがあるときは、ユネスコ事務局長は、引  
き続く二箇月の期間内に委員長を指名する。

### 第五条 決定

調停委員会は、委員の過半数による議決で決定を行う。  
同委員会は、紛争当事国が別段の合意をしない限り、その  
手続を定める。同委員会は、紛争の解決のための提案を行  
い、紛争当事国は、この提案を誠実に検討する。

### 第六条 意見の相違

調停委員会が権限を有するか否かに関する意見の相違に  
ついては、同委員会が裁定する。

二千五年十二月九日にパリで、総会の第三十三回会期の議長及びユネスコ事務局長の署名を有する本書二通を作成した。これらの本書は、ユネスコに寄託するものとし、その認証謄本は、第二十六条及び第二十七条に規定するすべての国、地域及び地域的な経済統合のための機関並びに国際連合に送付する。

以上は、ユネスコの総会が、パリで開催されて二千五年十月二十一日に閉会を宣言されたその第三十三回会期において、正当に採択した条約の真正な本文である。

以上の証拠として、我々は、二千六年一月十七日にこの条約に署名した。

総会議長

ムーサ・ビン・ジャーファ・ビン・ハッサン

事務局長

松浦晃一郎